

Title	会計学上の資産の本質と評価論
Sub Title	Essence and Valuation Assets in Accounting
Author	會田, 義雄(Aida, Yoshio)
Publisher	
Publication year	1975
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.17, No.6 (1975. 2) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19750228-04051015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

会計学上の資産の本質と評価論

會 田 義 雄

I はじめに —問題の提起—

小文の目的は、会計学上の資産の本質を改めて検討し、かつ、貸借対照表におけるその評価論を再検討しようとするものである。ここに改めて検討するとか、再検討すると表現した趣旨ないし所以は、つぎの事実認識にもとづく。すなわち、戦後、わが国の財務会計論は動態論的思考を背景として著しく成熟し、資産の意義ないし本質も費用の配分の結果として、すなわち未償却原価額を掲記するものにほかならないと理解され、また評価体系については恰かも原価主義評価をもって首尾一貫した論理で説明されているごとくであるが、近年における AICPA (アメリカ公認会計士協会) の ASOBAT (会計理論の基礎) などにみられるような情報理論の影響、行動科学的接近のインパクト、リース取引の増大、インフレーションの進行など、会計学の研究方法ならびに企業をとりまく環境の変化等が認められるのであり、それらの変化を背景として資産の本質ないし評価論を改めて検討すべきでなからうかと考えたためである。

評価論上の個別的問題点としては、有価証券の評価が果して取得原価主義にもとづいてのみ解明されうるか否か。つぎに寄贈された資産は取得価額ゼロなのか公正評価額を建前とすべきものか否か。さらにリース契約にもとづく固定設備の使用が多くなるにつれて、その貸借対照表能力が研究されているが、果してその能力があり、かつ、評価価値をもつものか否か。これらの評価論上の個別問題は資産の本質論ないし評価論についての検討なくして、その会計学上の性格ないし処理方法も解明され得ないと考えられるのである。

以上、会計学上の基本的課題である資産の本質ないし評価論を再検討し、近年問題となっている個別の会計問題を俎上にのせ検討する所以である。なお小文のテーマは、別の雑誌論文において貸借対照表の「資産項目」^(注1)の分類を課題としたことが直接の契機となっているが、本文との関連もあり、資産の分類に関する部分は、その論稿を参照されたい。

(1) 拙稿、「貸借対照表の分類・資産項目」税経セミナー昭和49年12月臨時増刊号。

II 会計学上の資産の本質

(1) 資産本質論争

資産の本質に関する論議は、会計学の歴史とともに古く、財務諸表における資産の意義、評価の論議こそが会計に関する学問を科学たらしめたといわれるほどの課題を提起してきたとも解されている。資産に関する論議の内容も資本主義の発展とともに、変化をきたしていることは否定できない。そもそも資本主義の発展は固定的資本の有機的構成の高度化を一方の内容とし、他方では信用経済の拡張発展を内容とすることは周知のところである。この固定的資本の増大化は、会計理論上いわゆる費用財の増加に着目した動態論の会計思考を展開せしめ、資産評価論としては取得原価主義会計論を確立した。他方の信用経済の発展は、売掛債権をはじめ、その他将来収益を期待する証券類の金額の増加など、いわゆる貨幣財の増加をもたらし、ひいては財政状態表示のための評価方式を重視せしめるようになったとも解される。このような会計理論との関連における資本主義経済の大まかな成長進展からして資産概念論を展望するに、恰かも費用財と貨幣財との二種の財の確認、いわば資産本質観としては二元論による論理構造の展開を予想せしめるように考えられよう。

しかしながら、問題はかように単純ではなく、資産の本質をあくまでも本質論一般の立場からして一元的に解明しようとする論説も多様に認められる。あるいは費用性ないし原価性から、あるいは現金性ないし貨幣性から、あるいはサービスポテンシャル性^(注2)の見地、ときには貸借対照表借方性の区分から本質を解明しようとする見解さえも認められる。資産の本質論に関する学説の展望についてまとまっている論文としては^(注2)鳥村教授の展望もあるが、ここでは、戦後わが国会計学界における最初の論争ともいわれる資産本質に関する太田・山下論争をいと口としてひもとくことにする。その論争は太田博士の戦後発表された論文をきっかけとするものではあるが、太田博士の論説については、それに先立つ約10年前の「固定資産の評価」と題する論文の内容に注目しなければならない。それによると、固定資産は原則として取得原価から減価を償却した残額をもって評価するのが建前^(注3)であるとされつつも、「元来、固定資産の価値はそれが将来提供する用役価値の総計である」とされ、収益還元価値による評価法ないし復成評価法方式も説かれるというように、動態論的な損益計算に立脚する評価理論を提唱されつつも、財産計算方式も説くという含みのあるいわば弾力的な見解を抱いていたことに注意しなければならない。

さて、その論争をみるに、まず太田博士は昭和25年「資産の費用性と価値性」という論文を発表さ^(注4)

(2) 鳥村剛雄稿、「資産本質論争」『会計学基礎講座』、飯野・山科編著、215～224ページ。

(3) 太田哲三稿、「固定資産評価」『評価問題研究Ⅱ』日本会計学会編、昭和12年、76ページ。

(4) 太田哲三稿、「資産の費用性と価値性」企業会計、昭和25年8月号。

れ、資産の本質を一元的に費用性をもって概念規定すべき論理を展開された。その論文発表から二ヵ月を経ずして山下勝治博士は「太田学説の吟味」という批判論文を発表され、さらに「資産の現金性」という論文において、資産の本質は費用性ではなくして現金性にこそあるという見解を展開されたのである。二人の論争をさらに立入ってみるに、太田博士はドイツの商法学者の展開した使用財と販売財の区分による二つの評価基準の適用方式をもって思考の統一性を欠くものであるとして排され、資産をもって価値財と費用財に分ける方が合理的であるとされ、かつ二つのグループのものを一元的に解すべきであるという。そしてこの価値性と費用性の二つの特徴をもつものとして統一的には資産費用性をもって資産の本質規定をされたのである。これを批判される山下博士は、まず太田説における現金ないし金銭項目の費用性の認識には論理の飛躍があるとされ、ついで、貨幣 (G) から財質 (W) へ、さらに再び G' へと資本循環する経営過程の認識から、資産の本質は現金性という観点から統一的に把握されるべきであると主張されたのである。

太田説では資産の費用性を、山下説では資産の現金性をそれぞれ強調され、ともに統一概念で本質論を展開されようとしたのであるが、この両説を批判して岩田巖教授は、この両説ともに二元論にはかならないとされ、他方、太田博士は、その後のいくつかの論文において資産の二元的性格について分析され、換金性にもとづく本来の資産と費用性にもとづく擬制資産とに区分する二元論を展開されている。また、この論争を契機として多くの論者、その典型的主張の一人である染谷教授は、資産の本質論争を背景としてむしろ資産をもって貨幣財と費用財の二つに区分すべきであると主張を展開されたのである。

ここにあって、戦後展開された資産本質論争をとりあげた所以は、評価論の前提としてその意義が認められるからである。すなわちこれらの論争の中から計算構造論からするかぎり資産本質論については、二元論があたかも支配的見解のようにも解されるし、また、この見地からすれば資産の現金性ないし貨幣性概念が部分的にせよ認められるところから、一方では費用性概念からする取得原価主義評価理論の確認と、他方では貨幣性概念からする財価主義的評価理論の思潮が認められるように考えられるのである。かかる二元論的思考は、これらの論争に刺激されて展開されたいくつかの論文に引きつがれている。その典型的主張は木村重義教授の見解であり、教授は太田・山下両

(5) 山下勝治稿、「太田学説の吟味」会計、昭和25年10月、同稿、「現金の「資産性」」会計、昭和26年10月号。

(6) 岩田巖稿、「動的貸借対照表の現金項目」会計、昭和26年5月号。なお、太田・山下・岩田諸教授の論争は飯野利夫教授によってその論稿「財務会計セミナー」企業会計、昭和32年5月号で詳細に紹介されている。

(7) 太田哲三稿、「経営計算の二元説」企業会計、昭和30年7月号「資産の二元的性格」企業会計、昭和37年1月号。

(8) 染谷恭次郎稿、「会計における資産の本質」早稲田商学149号、同稿、「会計上の資産の分類について」会計、昭和28年10月号。

説を批判的に考察しながら、太田博士自身の論理の展開が二面的、いわば二元論にはかならないこと^(注9)を論評され、また、前記の岩田教授は、多少とも一元論者といわれる人々といえども基本的には二元論ないし多元論者であるとさえ主張されたのも、かかる思潮の系譜と理解されよう。とくに動態論をもって貸借対照表の論理構造を解明されようとする諸学説は、いわゆる費用動態論にせよ、現金動態論にせよ、さらに資金動態論にせよ、すぐれて二元論ないし多元論といわれる本質観に立脚しているものと解される。そのよってきたる所以は、シュマーレンバッハの貸借対照表論にみられるように、その計算構造においては、収支の未解決項目とならんで支払い手段ならびに資本金という、異質項目を認めざるを得なくなっているためと解されよう。したがって本質論としては多元的な資産観であるためにこそ、評価体系としても、いきおい多元論の評価体系を認めざるを得なくなっていると考えられる。

しかし他方、アメリカでの理論の底流に資産の本質論としては、計算構造論ではなしに、むしろ資産の表意論の見地から、つぎにみるサービスポテンシャルをもって本質を説く、一元論の本質観が古くから主張されていることも注目しなければならない。

(2) サービスポテンシャルと資産の本質観

資産の本質規定にあたりサービスポテンシャル概念を導入する見解が公式的ないし論説として近年多くの支持を得ている。この本質観が多くの支持を得るにいたった所以は、第一に、この概念をもって資産の本質とする論説は、いわば一元論であり、サービスポテンシャルという統一的概念でその本質を解明しようとしていること、第二に、サービスポテンシャルという抽象的・包括的概念であるために貨幣財とか費用財という具体的概念による抵抗感をなくし、それ故に論理の展開が弾力的になされ得ること、第三に、サービスポテンシャルという概念を分析すると一方で用役(サービス)という静態概念と、他方でポテンシャル(可能性)という未来性いわば長期間を含む動態概念との両者に結びつきうること、の諸メリットがあるところにその理由があると考えられる。注意すべきことは、これらのメリットは同時に反面ではデメリットに通ずる危険をもっていることである。すなわち前述の第二の抽象的概念であること第三の静態・動態両者の論理に結びつきうることは、改めてサービスポテンシャル概念の分析を必要とせしめる要因ともなるし、さらには、サービスポテンシャルの一具体例と解される自己創設のれんの資産性を是認せしめる解釈も可能とし、しかも通説であるその貸借対照表能力のない論理と矛盾を生ぜしめる危険性があると考えられる。別言すれば、サービスポテンシャルを本質としつつ、それに加えて、支出基準などの条件を付することによって貸借対照表上の資産性の条件を説明せざるを得ないという論理上の弱点をもっていると認められる。以下、サービスポテンシャル概念を用いて資産の本質規定をしている主な論説ないし見解の

(9) 木村重義稿、「資産の会計学的概念——太田教授・山下教授の所論に関連して」産業経理、昭和26年2月号。

いくつかを検討し、資産の本質把握と評価論の前提としてこの概念を分析することにした。

(A) スプレグーの用役説の萌芽 スプレグーの論説を用役説の萌芽として位置づけるゆえんは、スプレグーの論説は既に1912年という初期の「勘定の哲理」^(注10)という書でこの思考の芽生えともいべき考え方にふれていることと、いまだ概念としては完成されておらず service (用役) という用語にとどまり、ポテンシャルの語が付されていないためである。それ故、あるいはサービスポテンシャル説に位置づけることに批判はあるかも知れないが、以下述べるように、あえてその萌芽説と認めたいところである。すなわちスプレグーによると資産は大分類では、①物と②権利の二つのクラス、または①われわれに属する物と②われわれに対して負っている債務、あるいは①所有物と②期待に区分されるという。その限りでは静的な財産在高にもとづいて資産の概念規定をしているようではあるが、その直後に、別の観点からすると、資産とは過去のサービスの結果と将来期待されるサービスの現在価値物であると主張しているのが注目されるのである。いわく「他の視点からすれば、すべての資産は以前に与えられたサービスの具体化にほかならない。さらにもう一つの観点^(注11)からすると、それらは将来受けとるべきサービスの倉庫である」といい、かつ、資産の一面として(3)以前に与えられた用役の結果ないし原価として、(4)受けとられるべきものと期待されたサービスの現在価値として把握され、それらの合成物が資産であると主張しているのがそれである。かくしてスプレグーは、一方で従来の法学者ないし静態論者のいう物および権利を資産としながらも、他方ではすべての資産は過去のサービスの具体物ないし将来サービスの期待であるとみなし得ると主張しているところにサービスポテンシャル説のめばえを認めうるのであり、その萌芽説として位置づけるゆえんである。

(B) キャニングの所説にみるサービスポテンシャル説 ^(注12) キャニングの所説では、資産の本質観および資産評価の説明においてサービスポテンシャルを基本概念として展開している。キャニングは資産の本質 (attributes) についていわく、「その対象に資産性を与えるものは、物的対象の現象的な存在でもなければ、その存在に関連しているものともかぎらない。すべての資産は直接的にか、それに近似した意味において、特定の対象と関連しているとはかぎらない。その本質は何かといえば、必ずしも特定の人ないし物ではないとしても、なんらかの人ないし客体から、法律上ないし衡平法上の権利にもとづいて、企業主によって保有されるべき、なんらかの期待可能な区別されうる、個々の(ないし区別されうる) サービス(ないし所得) がそこに存在しているはずである」という論述に明らかのように、そこでは資産の本質とは「期待サービス」「期待所得」

(10) C. E. Sprague, "the Philosophy of Accounts", 1912, pp. 39~42.

(11) Ibid, p. 41.

(12) J. B. Canning, "the Economics of Accountancy", 1929, pp. 11~46.

であるといい、いわゆるサービスポテンシャル説の基本概念が主張されているのである。キャニグは具体例としてトラックが資産性をもつ所以は、そのトラックが企業にとってなんらかの期待されるサービスを当該企業に提供するためであり、法律上の所有権も資産構成の要因ではないという。その論理からすると、たとえば今日のリースしている機械設備について、利用者側に所有権がないとしてもサービスの期待値があるかぎり、資産性を附与できるのではなからうかという問題提起が展開されうるわけである。

キャニグの主張をさらにみるに、サービスとは「それ自体が貨幣所得であるか、貨幣所得能力をもつものでなければならない」とし、したがって「貨幣に転換しうるものでなければならない」と主張する。この論理については、財産在高を重視しているとの難点があるようにも受けとれよう。さらにキャニグのまとめによると、「資産とは貨幣での将来サービスであるか、貨幣に転換可能な将来サービスである」という。この「将来」ないし「能力」概念の中にサービスポテンシャル説の特徴をみるが、なおここに貨幣性概念が重視され、いわば未償却原価概念が重視され、いわば未償却原価概念ではなくして財産性説的な特色を払拭しがたい論理が認められる。かくしてキャニグはこの貨幣性概念にもとづいて未来に支払われるべきサービスの現在価値額を評価できる資産をもって直接的評価資産といい、貨幣財への転化に際して間接的な性格をもつ資産（機械ないし原材料）をもって間接的評価資産と分類するのである。

(C) バッターの資産概念におけるサービスポテンシャル説 ^(注13) バッターの論説は資金理論の代表的学説としてわが国での多くの文献で紹介されているが、^(注14) バッターは資金理論の構造として資産、費用、持分、収益、利益という会計学上の基本概念を構築しているところにその特徴が認められる。バッターはまず資産の本質について、それは精確には物的、法的、さらには財務的概念でさえないという。まず物的でないことは賃借権、特許権、前払費用はすべて十分に資産性をもつことで立証されるとし、また賃借資産についての改良費の繰延べ、巨額な開発費の繰延べはいずれも法的概念をもっては説明しがたいものであるという。さらに資産は貨幣単位をもって測定されとしても、有体物の交換によっても資産が発生するから、貨幣性そのものが資産の本質をなすものではないというのである。かくてバッターは「資産とは本質的には経済的なものであり、それは変更され、交換され、あるいは将来に備えて貯蔵されるサービスポテンシャルの形態において、将来の欲望充足の具現したもの (embodiments) である」とする。またつづけて「資産を測定する手法ないし方法がいかなるもの（原価、価格、再評価額、あるいは恣意的評価）であれ、資産はサービスポテンシャルなのであって、物的財貨でも、法律上の権利でも、また貨幣請求額でもないのである」とし、

(13) W. J. Vatter, "the Fund Theory of Accounting and its Implications for Financial Reports", 1947, pp. 14~21.

(14) その代表的文献としては黒沢清著、「資金会計の理論」が指摘されるが、その他論文としては蔦村剛雄稿、「資産の本質に関するサービス能力論」明大経営論集20号等多数ある。

いふならばサービスポテンシャルの立論からすると、評価論としては、どのような方式とも結びつきうる可能性のある論理であることを暗示しているといえることである。

バター理論における特徴は前述のように、資金概念という、資本主義理論のような人格的概念から独立した概念に立脚して資産・持分概念を構築し、資産とはサービスポテンシャルをもつもの、そしてそれは欲望充足の具体化したものであるといい、貨幣の測定方式は多様であるとする。バターはこの立論の下に「商品、生産財、貨幣およびその他の財務上の請求権（特別な利益、機会、ないし可能性のあること）が共通の意味——企業の過程において欲望の充足を可能とするサービスポテンシャル——をもつ」ものであるというのである。かくして「サービスポテンシャルは償却ないし発生にもとづく会計処理と軌を一にするものではあるが、いわゆる原価凝着（costs attach）という（注15）伝統的な前提の必要性を認めないのである」という。この論理のなかに後述するサービスポテンシャル説の長所と問題点があるといえよう。

(D) AAAの1957年会計原則におけるサービスポテンシャル概念 AAA（アメリカ会計学会）の会計原則委員会は、前掲のバター教授をその委員に加えた研究成果としての「会社財務諸表のための会計および報告基準、1957改訂版」^(注16)において、それまでの未償却原価概念に立脚していた資産概念を改め、サービスポテンシャルをもって資産の本質規定をしたのであった。その定義によると「資産とは、企業目的を達成するために、特定の会計エンティティに投下された経済的資源である。資産は期待されている活動のために利用できるか、または有効なサービスポテンシャル（用役可能性）の総計である。ある種の資産の重要性のいかんは、ビジネスエンティティの目的に関連する密接の度合いによるといえるであろうし、また企業の継続性いかに依存するといえるであろう。資産は多様な方法で取得されるであろうし、また数多くの形態で存在していることであろう。そしてまたそれらは企業にとっての有用性の度合いと種類とを異にするものといえよう。かかる事情のために資産の認識、分類、測定については多様な基準が存在するのである」という。それ故にたとえば資産の分類に関する主張をみると、この1957年の改訂版では貨幣性資産と非貨幣性資産との二分類法を主張しているのである。

かくしてサービスポテンシャル性という本質論からする1957年の改訂版では、貨幣性資産として現金預金、受取債権および運用資産をかかげ、非貨幣性資産としてたな卸資産、工場設備資産、長期投資および繰延資産項目をかかげている。そして前者の貨幣性資産についてはサービスポテンシ

(15) W. J. Vatter, op. cit., p. 17. cf..

W. A. Paton and A. C. Littleton, An Introduction to Corporate Accounting Standards, 1940, pp. 13~14.

(16) AAA, Committee on Concepts and Standards underlying Corporate Financial Statements, "Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements 1957 Revision", Accounting Review, Oct., 1957, pp. 536~550.

ャルの本質論からして、将来入金すべき額での評価を基準とし、後者の非貨幣性資産については、通常、取得原価ないしそれから派生するなんらかの金額で表示すべきものであるという評価論へと論理は発展せしめられるのである。

以上述べたAAAのサービスポテンシャルをもってその本質と解する資産概念は、AAAの1936年試案での未償却原価概念ならびに1948年の会計原則改訂版での見解すなわち「企業の経済的資源である資産は、有形無形の財産に対する権利である」という見解からすれば格段の展開といわねばなるまい。すなわち旧来の概念規定では前払費用ないし繰延資産の資産性はいうまでもなく、費用財たる設備機械の資産性さえ明確に概念規定することは困難であったのであるが、それに対する1957年改訂版の資産概念ではサービスポテンシャルを本質とする一元論で本質規定がなされ、かつ、欲望充足のためのサービス能力という経済学的概念との共通性も与えられているため常識的に理解され易いメリットも認められるのである。もとより後述のような若干の批判点も認めなければならないのであるが、この1957年改訂版の資産の本質観は画期的なものであり、その学界での反応は少なからぬものであった。注目の人バッターをもってすると、一般には「驚くべきもの」「実践不可能のもの」とか「失望した」というような論評がなされ、いわば相当のショックをもってうけとめられたごとくであり、バッターをしてなお期待するところに及ばないようであると嘆息せしめているのである。

(E) サービスポテンシャル説の批判とその評価 サービスポテンシャル概念のアメリカにおける学説ならびにAAAの会計原則での受入れおよびその反響については前述したが、わが国での反響も多様であった。この論説の評価をするにあたって、まず、このサービスポテンシャル説に対する批判的見解を検討しよう。その一は沼田教授の批判である。同教授は「用役可能学説からも資産概念は、けっして統一解釈されてはいない」といい、けだしそこでは二つの資産グループに分けられるために統一性がないからであるという。すなわち非貨幣性資産の企業におけるサービス性は明確ではあるが、「貨幣性資産の有する用役可能性はこれを認識するとしても、それは二次的であり、間接的である」といい、貨幣財は二次的サービスポテンシャルしかもたないとし、それ故に、このサービスポテンシャル説は資産概念を統一的に解釈しないと批判されるのである。

もう一つの批判論的見解として鳥村教授の論説をみよう。教授はサービスポテンシャル概念を一応は評価されながらも、そのサービスの根源は欲望充足にもとづくという論点を批判される。いわく「現実に資本主義経済機構における企業の資産が問題であるかぎり、終局目的を欲望充足の面で

(17) AAA, op. cit., p. 539. 中島省吾訳『増補 AAA 会計原則』昭和39年, 134ページ。

(18) W. J. Vatter, "Another look at the 1957 Statements", Accounting Review, Oct., 1962, p. 660.

(19) 沼田嘉穂著、『固定資産会計』昭和39年, 14ページ。同稿, 「会計資産の実体について」企業会計, 昭和35年6月号。

(注20)のみ問題とすることは適切でない」。けだし、「欲望充足のためのサービス能力をもつものは企業の資産にかぎらない」からであるとされているのである。

しかしながら、この二つの批判学説に論理の首尾一貫性を認めるとしても、なおサービスポテンシャルの資産本質論の論理を批判しつくしているとはいえないように思われる。まず沼田学説では、統一性把握に欠けるところがあるとされるが、しかし本質論としてはサービスポテンシャルでの統一性が認められるのであって、その二つの資産グループはその本質との関連での直接・間接の度合いからむしろ資産の分類としてこそ意味をもつものと考えられるべきであろう。すなわち、かかる問題には本質、分類、測定と区分して論理体系を樹立できる筋合があるわけであるから、本質論としてはサービスポテンシャルをもって統一的に理解できると考えられるのである。また畠村説については、欲望充足概念は企業体のみならず、個人についてもいいうことは認められるとしても、その前提として「企業の」欲望充足と断わっているかぎり、企業実体を前提として、そのサービス(用役)について企業の欲望充足概念をおきかえることは、あながち非難にはあたらないようにも考えられる。

もとより、この欲望充足概念ないしサービスポテンシャル概念をもって万能と考えることの危険であることは否定できない。けだし、この概念のみからすると、当然に自己創設のれんの資産性も積極的に展開しなければならないとも考えられるからである。かくしてサービスポテンシャルは貸借対照表の借方項目としての資産の本質規定としては統一的な概念規定の論理として評価されるべきであるが、さらに支出概念ないし資本投下概念をもって補われるか、前述の借方項目を前提とするか、なんらかの条件をもって補われる必要があるといえよう。かかる欠陥があるとはいえ、サービスポテンシャル概念によって資産概念の統一的把握が可能となり、資産の分類、測定に関する理論がより精緻化されるようになった点は率直に認められるべきであろう。

III 資産評価の基本原則

資産の評価論については、企業会計をして会計学という科学を成立せしめた内容が評価論であるといわれるほどに多くの論説が展開されている。ここでは上述の資産の本質論と次節に予定している個別的会計問題との橋渡しという意味において資産評価に関する基本原則を考察するととどめる。

(1) 原価主義評価論の系譜

上述した資産本質観としての一元論、とくに費用動態論に立脚する本質観においては、原価主義評価原則をもって資産評価の根本原則とする。その原価主義評価論の定立はシュマーレンバッハの

(20) 畠村剛雄稿、「資産の本質に関するサービス能力論」明大経営論集20号、88ページ。

動的貸借対照表論において、まず一応の完成をみたことは通説でも認められているところである。そこでは収支計算の構造論から資産概念が把握される。すなわち貸借対照表の構造における借方の支払い手段、支出にして未収入分、支出にして未費用分、収益にして未収入分、収益にして未費用分の各項目は、いわば収支の動態観から一元的に把握される。^(注21)かくして支出額基準にもとづく、いわゆる取得原価基準が評価の基本原則として位置づけられるのである。シュマーレンバッハの理論ならびにその系列であるワルフの見解は資金動態論と解され、ときに二元論という表現が妥当するとも解されるが、この立論においても現金項目に属する金額が一般に少ないところから取得原価基準からの逸脱とは解されていない。けだしそこでは計算構造に重点をおき、かつその構造では収入支出計算を基礎的な構造とし把握しているからである。すなわち収支計算を基礎構造として損益計算書と貸借対照表とを統一的に把握しようとするために、資産評価は必然的に支出額である取得原価額をもって評価されるものと説かれるわけであり、資産は別して費用の繰延べともいわれ、貸借対照表はその意味での企業の力の貯蔵所ともいわれるのである。

前記の太田哲三博士の費用性概念に立脚する資産一元論はその後二元論の論理構造のものとして博士によって補整されているところではあるが、いふなれば費用動態論によって資産の本質を解明しようとする論説として位置づけられよう。この意味の費用動態論の典型的論説はアメリカのペー
ト
ン＝リトルトンの所説である。^(注22)そこでは前述のように原価凝着 (costs attach)、いわば取得原価基準が評価の基本原則とされているのであるが、その論理はプライス・アグリゲート (price-aggregate) という価格総計の対応する流れとして費用と収益概念を把握している特徴をもつ。この価格総計とは、取引された財貨ないしサービスの数量に単価を乗じて求められた取引価格 (bargained price) であり、それ故に取得原価基準が評価の基本原則と解されることになる。

この原価主義評価基準の系譜はAAAの会計原則において展開されてきている。すなわちその1936年の会計原則試案においては「未償却原価」による資産評価が原則であるとされ、それ以外の価値を用いなければならない場合には、財務諸表に関する補助的な表示事項として示さなければならないといい、その1948年の会計原則の改訂版においては「原価のうちの未だ配分の終らない原価
より
も高い額で企業の資産を示して、原価主義から背離してはならない」といい原価主義評価基準を明示している。^(注23)ただし、この1948年の会計原則改訂版においては資産を出資者ないし寄贈者から取得した場合には、取得時の公正な市価を評価原則とし、その場合の資産についての原価の測定尺度は公正な時価であると述べているのは注目されねばならない。しかし、この公正な時価は取得原

(21) 拙稿、「貸借対照表の分類」前掲。

神戸大学会計学研究会編、『シュマーレンバッハ研究』昭和29年、3～143ページ。

(22) W. A. Paton and A. C. Littleton, op. cit., pp. 24～25.

(23) AAA, "Accounting Concepts and Standards underlying Corporate Financial Statements 1948 Revision", 中島省吾訳『増訂 AAA 会計原則』昭和39年、61ページ。

価基準にいうところの原価の内容と解されていることに注意すべきであろう。このようにアメリカの近代会計理論にみる評価理論は取得原価基準を原則としていると認められるが、この取得原価基準の理論的根拠は、まずシュマーレンバッハの動態論にみられるように、計算構造論からして、企業会計の処理を統一的に把握しうること、原価配分による統一原理から首尾一貫した会計の論理を説明できること、第三に実現主義の原則に適合することの諸点が指摘されよう。

原価主義評価論の系譜は戦後昭和24年7月に発表されたわが国の企業会計原則の中にとり入れられ、その数次の改訂において脈々とし受けつげられた原則となっている。すなわちその貸借対照表原則の五の第一項において「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない」と明示し、第二項において「資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。」とし、費用配分にもとづく取得原価基準が評価の基本原則である旨を定立しているのである。ただこの原則に対する例外として旧の企業会計原則では「取得原価以外の評価基準によって資産を評価した場合には、その評価基準を貸借対照表脚注に記載するものとする。」とし、また新企業会計原則ではいくつかのケースで時価評価の特例を定めている。そこで、取得原価基準以外の評価基準が認められるとしてどのような基準がいかなる場合に認められるかが問題とされよう。さらにAAAの1957年改訂版に提起されているように、サービスポテンシャル概念の適用いかんによっては取得原価基準の評価原則からの離脱が認められるとも解されよう。さらには動態論の再検討という課題もたえず提起されているところである。

(2) 原価主義評価の反省・再検討と時価主義的評価思潮

既に述べたところであるが、いくつかの学説におけるサービスポテンシャル説の展開ならびにAAAの会計原則の1957改訂版におけるその導入からして、とくにこの改訂版が資産評価については「資産の価値は、そのサービスポテンシャルの貨幣等価額である。概念的にいえば、この貨幣等価額とは、その資産によって得られるサービスのすべての流れの将来の市場価格を確率と利子率とによって現在価値に割引いたものの総計である」^(注24)と定義するに及んで、この概念をも背景として取得原価基準が万能であることを問題とする主張がいくつか展開されることになった。

このAAAの評価基準の潮流として注目されねばならないのは1966年の基礎的会計理論 (ASOB-AT)^(注25)の公表である。そこでは1957年の改訂版をさらに普遍し、歴史的な原価主義と実現原則を基柱としていたこれまでの評価思考から脱皮し、歴史的な原価と時価とを並列して記載した財務諸表の例

(24) AAA, op. cit., 1957 Revision p. 539 前掲書 133~134ページ。

(25) 取得原価主義の伝統的会計理論を再検討し、とくにカレントコストによる会計方式の必要性、その問題点等を掘り下げた文献としてつぎの諸文献がある。ただし、これらの論攻が時価論を積極的に支持したとは必ずしもいえないのであり、現状分析とくに何故、時価論が台頭したかの根拠の分析に重点をおいた見解が多いことに注意すべきであろう。

示をなし、いわば原価の位置への時価基準の引き上げをしたと注目された。他方、時価主義の尊重とともに、多元的評価 (multiple measurement) の可能性さえも示唆しているのである。これらの論理の中に会計情報論の側からの制度会計へのインパクトを認めるとともに、サービスポテンシャルの本質観を尊重し、そのポテンシャルをもつ資産の財務諸表の上における表示価値を高めるために、ときには原価からの離脱をはかることが、社会的制度としての財務諸表の有用性をより高めるものと考えた思考の現われと認めることができよう。

さて、一方では取得原価基準が前記のように確乎たる根拠にもとづいて尊重されているのに、なに故にこのような原価主義の再検討、そして時価主義的思考が提起されねばならないのであろうか。前述のAAAの会計原則を中心とする取得原価主義評価基準が何故に再検討され、時価主義評価基調への転換を迫られているのか。わが国においてもいくつかの文献において、とくに番場、新井、森田、高松諸教授^(注26)によって、この課題の問題点が掘り下げられている。

それらの文献については深入りしないが、ここでは時価論尊重の思潮をもたらしている原因ないし背景について前述と重複する面もあるが、以下箇条書きで列挙するにとどめたい。

(A) サービスポテンシャルの見地からする時価評価によって財政状態の表示機能をより十分に果すため。

(B) 株主、債権者等へのアカウントビリティを果すために、いわば企業の公共・社会性の増大に呼応した受託責任を果すため。もちろんこの論理からは一方では原価主義に結びつく根拠も認められるが、他方では時価の表示も必要とされよう。

(C) 情報会計ないし意思決定会計の出現に呼応し、多数の利害関係者へできる限り多くの情報を提供するため。

(D) 今日における非回帰的・恒常的な貨幣価値下落の傾向の下におけるインフレーション利益を排除し、再生産原価の計算にもとづく資本維持をはかるため。

(E) 会計職論の見地から二元論に立脚し、すなわち意思決定会計職能と分配面での所得計算職能とに区分して、前者のための構造としては時価主義と発生主義会計の計算構造を、後者のための構造としては原価主義と実現主義会計の計算構造を論理的に構築するため。

(F) 企業維持思考に立脚しつつ、その健全性を考慮して、原価と時価との比較低価基準をとるか、著しい時価の低下については、その評価損を発生した損失として計上するなど、いわば保守ないし健全性思考のため。

これらの諸目的のいくつかが上記諸説の論理の展開にあたって援用されていると認められるので

(26) 番場嘉一郎稿、「伝統的会計理論の吟味」会計、昭和48年1月号。

新井清光稿、「取得原価主義会計の再検討」会計、昭和48年1月号。

森田哲弥稿、「時価論の動向と問題点」会計、昭和47年2月号。

高松和男稿、「資産評価における純実現可能額と取得原価の概念」会計、47年10月号。

ある。

他方、アメリカにおける時価主義会計思潮をみるに、AAA 会計原則の1957年の改訂版および1966年のASOBATの見解については既述したところであるが、それらの原則の公示前後を通じて、いく多の時価主義思潮の論説が展開されている。それらの代表的文献について要点のみをみるに、まずエドワーズ＝ベルは、資産の保有損益を区別して資本維持計算をするための計算構造として時価主義にもとづく評価の必要性を説き、^(注27)ヘンドリクセンは物価水準変動下における有用な概念として購買力概念 (purchasing power concepts) と取替原価概念 (replacement cost concepts) とを検討し、そのいずれかの選択の問題は、調整の目的いかんと、事業投資行動に関する前提のいかんにかかっているとし、一般的には投資購買力 (investment purchasing power) が最も適切な概念であるとする、^(注28)またフィリップは前掲のサービスポテンシャル概念の諸文献を検討し、今日においては原価ではなくして価値概念こそが重視されねばならず、資産は価値概念と結びつくものであるとし、さらに直接原価計算の概念をも分析し、これらの論理を総括し、会計理論においてはいまや革命が進行しつつあるともいう。^(注29)なおネルソンは、歴史的な原価をとるか、取替原価をとるかは、経営管理者ならびに投資家の両者にとってどちらが有用であるかによるものであると設問し、比較性、^(注30)客観性、支配機能、法制上の機能の諸見地から結論的にはむしろ原価主義評価基準を支持している見解は注目されよう。さらにカナダ・チャータード・アカウンタントであり、その会計士協会の元会長であるロス氏は会計学の研究対象は営利企業にあるとし、財務諸表は営利企業、外部利用者たる株主、将来の投資家、債権者、税務当局、経済学者という外部利用者に役立つ資料を提示するものであるが、価格変動下の現状では原価主義はその役割を果し得なくなっているとし、貸借対照表では真実の財政状態表示のため、^(注31)損益計算書では償却不足を防止するため、時価主義会計への移行が認められねばならないとする。またベッドフォード＝マッキューンは、純実現可能額と取替原価とを^(注32)ともに有用性のある概念として評価基準で採用する必要性を説いている。これらの各論理の根拠をさぐると、サービスポテンシャルという資産本質観、物価水準変動のための会計論、会計情報としての価値概念の尊重、管理会計思考の浸透等の諸背景の存在を認めうるのである。それ故に、前述の時価主義の系譜をサービスポテンシャル概念のみと関連づけるのは問題であり、別言すると、サ

(27) E. O. Edwards & P. W. Bell, "the Theory and Measurement of Business Income", 1961, p. 93.

伏見多美雄、藤森三男訳論、『意思決定と利潤計算』昭和39年、76ページ。

(28) E. S. Hendriksen, "Purchasing Power and Replacement Costs Concepts-Are they related?" Accounting Review, July 1963, pp. 483~491.

(29) G. E. Philips, "the Revolution in Accounting Theory," Oct., 1963, pp. 696~708.

(30) G. K. Nelson, "Current and Historical Costs in Financial Statements," Jan., 1966, pp. 42~47.

(31) H. Ross, "Financial Statements", 1969, pp. 15~52.

(32) N. M. Bedford & J. C. Mckeown, "Comparative Analysis of Net Realizable Value and Replacement Costing", Accounting Review, April, 1972.

サービスポテンシャル概念は必ずしも時価のみを予想せしめるものとは限らないとも解されるのである。ただ一般的には、取替原価概念をもってサービスポテンシャルの本質観に立脚する資産の評価基準と解する見解が比較的多いにすぎないといえよう。すなわちA A Aの1957年改訂版に示されているように、非貨幣性資産については「資産の取引価格 (bargained price) で表現した取得原価をもって期待される将来サービスの取得時における数字的表明として満足しうるものとみなしている」のがその代表的見解であり、ここにサービスポテンシャル説に立脚しながらも非貨幣性資産には取得原価基準をその評価基準とする論説を認めうるのである。

IV 資産評価論上の個別会計問題

既に問題提起したように、個別的会計問題にして資産本質論ないし資産評価論とかかわりあう課題は実に多い。近年における特別の問題点としては、事業の多角化、多国籍化、経営方式の多様化、さらには巨大企業の社会性の増大を背景として、リース機械設備 (借用側・賃貸側双方にとって) の資産評価の問題、人的資産そのもののサービスポテンシャルの資産計上方式の問題、公害防止施設の特別償却 (例えば初年度90%償却) 資産にしてなお利用している機械設備の資産掲記方式の問題、さらには社会的責任会計論から提起される資産掲記問題など、幾つかの新しい問題が提起されている。紙面の関係もあるので、それらの多くの課題については結論の部で問題提起することにし、以下ここでは有価証券の評価、贈与等による取得資産の評価、リース機械設備の資産本質論ないし評価論という三つの課題に限って問題点の所在を検討するにとどめる。

(1) 有価証券の評価問題

有価証券の評価問題をここで提起するゆえんは、旧来の未償却原価論ないし原価配分の論理をもって、あるいは支出・収入概念にもとづいて評価基準の論理を説明してきたことから、サービスポテンシャル概念をもって評価原理の再構築をしようとするとき、当然に将来サービスの現金流入額をより反映すると解される時価評価方式が改めて検討されるべきであると考えられるからである。

さて、いささか古いことに属するが戦後に提案された有価証券の評価方式をみるに、昭和24年7月の経済安定本部の企業会計原則中間報告にあっては、「市場性ある有価証券にして、一時的所有のものは、原則として時価により評価する」ものと掲記されていたのであった。これが取得原価評価基準の浸透とともに数回の修正を経て今日におけるように、原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算した取得原価をもって貸借対照表価額とする建前とされたのである。しかし、サービスポテンシャル概念の本質観からすれば当然に再検討されることになる。けだし一般に一時的保有の有価証券は貨幣財貨にはかならないと解されるからである。アメリカのロイド＝ウェィアンドの

(注33)

研究によると、連結会計する場合は問題外であるが、有価証券投資の実態調査をすると、むしろ10%保有持株未満のものがより金額的に重要なのであり、かくして実価法（大まかには20%以上持株保有の非連結従属会社株式の評価法）適用以外のもの、いわば20%以下の持株の株式の評価は時価評価によるべきであり、時価評価によってこそ損益計算と財政状態に関する適切な会計情報の提示になるという。サービスポテンシャル概念を本質観とする見地に立つかぎり、連結会計、実価法評価と関連せしめて有価証券の時価評価額のデスクロージャをはかることが要請されよう。

さらに問題とすべき側面は有価証券は、本質論からして貨幣性資産に属するものか非貨幣性資産に属するものかの課題である。ギルマンによると、社債は「現金に対する繰延項目」とされ、株式は「将来の収益に対する繰延項目」^(注34)と区分されている。この見解と、AAA会計原則の1957年改訂版の非貨幣性資産については取得原価基準がサービスポテンシャルの見地で妥当するという評価基準の見解とを比較すると、株式については矛盾する二つの見解、すなわち将来収益に対する繰延の観点からの時価基準とサービスポテンシャルの取得原価基準との二つの評価基準の論理が認められるごとくである。かくして有価証券については資産本質観と資産分類の観点という二つの側面から再検討されるいくつかの課題があるといえよう。

(2) 寄贈された資産の評価問題

金銭の贈与に関する会計処理には問題はない。むしろ記帳しないことがアカウントビリティを果さないことになるとして問題とされよう。問題は金銭以外の資産の寄贈をうけた場合であるが、この場合にそれは取得価額がゼロであるとの根拠から、それ故に商法の評価規定における取得原価基準に合致しないとの理由で、貸借対照表能力をもたないとする見解がある。しかし、資産本質論としてのサービスポテンシャルの論理からすれば、それは当然に資産性をもち、また、期間損益計算ならびに財政状態の表示機能を果すべきであるという見地からしても、公正な時価をもって評価しなければならぬものと考えられる。

この点についてはなお商法規定との関連ならびに税法規定との関連から、実践会計としては問題が提起されるかも知れない。しかしまず商法規定については、要約すると第一に金銭の寄贈の場合との均衡から、第二に公正な評価額を「取得原価」と解することにより取得原価はゼロでないとの解釈から、第三に公正な会計慣行の斟酌規定の適用から、第四に通常取得原価基準は、贈与の場合に適用すれば公正な評価額に通ずるという論理から、公正評価額方式は商法違反でないと解される。ただ実践会計としては税法規定の圧縮記帳方式なども無視できないところであり、それ故にサービスポテンシャル説にもとづいて財政状態の表示機能を重視するときには、特別準備金方式や

(33) B. M. Lloyd J. J. Weygandt, "Market Value Information for Non-subsidiary Investments", Accounting Review, Oct., 1971, pp. 756~764.

(34) S. Gilman, "Accounting Concepts of Profit", 1939, pp. 297~301.

任意積立金方式も否定しがたいといえよう。

(3) リース（賃借）契約資産の評価問題

リース契約の場合、特別の条件のないときには、レシー (lessee) 側の賃借機械設備についてその所有権がないことを理由として貸借対照表能力がないとするのも一つの考え方であろう。しかしリース契約取引が増加し、しかもアメリカでは契約解除のできない長期の賃借契約などの出現に対応し、かかる契約解除のできない長期契約資産については、サービスポテンシャルあるものを資産として掲記すべきであるという論理から、借用権ないし利用権の資産掲記方式が積極的に説かれている。

AICPA (アメリカ公認会計士協会) のいくつかの公式見解^(注35)において、リース資産の貸借対照表能力が認められる特殊な条件について研究発表がなされている。APB Opinion No. 5によると金額の重要性があつて、解約のできない契約で実質的には分割購入とみなされる契約の場合には、その資産性が認められるという。その会計処理は、将来のレンタル料の現在価値 (資本コストによる割引額) を資産化し、かつ、それに対応する債務を掲記するという両建経理方式、注記によるデスクロージャ方式を勧告している。かりに資産化する場合、たとえば「リース資産利用権」ないし「リース資産」とし、貸方は「未払賃借料」ないし「リース契約義務」に掲載すべきであろう。ただし APB Opinion No. 5 としては、前記の特別の条件 (金額の大きな実質的分割購入の場合) のない場合には、貸借二つの勘定に記載する方式はとるべきではないという。すなわち通常の賃借の場合の賃借条件 (その物件、賃借期間、レンタル料など) については財務諸表ないしその付属表の注記によって開示すべきことを勧告している。今後の展望としても、実業界においてリース取引が多くなる傾向からして、資産の本質をサービスポテンシャルとして一義的に解し、かつ財務諸表の会計情報としての有用性を考える場合、それらの賃借資産の貸借対照表の掲記方式、すなわち勘定科目、金額測定、表示形式、とくにその資産化の具体的諸条件についてさらに検討されるべきであろう。

V おわりに — 結びに代えて —

小文においては会計学上の資産の本質ならびに評価理論の再検討を寸描し、とくにサービスポテンシャルをもって資産の本質規定をする見解を中心として、この見地から取得原価基準の再検討される方向を指示し、かつかかる取得原価基準の再検討という観点に立って個別的评价問題のいくつかを検討した。紙面の都合もあり、ここでは個別問題として前掲の三つの課題の問題点のみを指摘するにとどめた。なお、立入らなかつたが、予定していた個別的会計問題としては、繰延資産の会

(35) AICPA, APB Opinion No. 5, "Reporting of Leases in Financial Statements of Lessee", および AICPA, APB Opinion No. 7, "Accounting for leases in Financial Statements of Lessors".

計問題、低価法についての問題、標準原価ないし直接原価による評価問題、人的資源会計ないし公害会計に関連する評価問題などがある。

それらの内容には立入る紙面の余裕はないので以下問題の視角だけにふれるにとどめる。まず繰延資産については、前述の資産本質論からして、果して資産性をもち得ないものがあるか否か、とくに建設利息の資産性については消極的に解するのが妥当なのか否かの課題が指摘される。低価法については国際会計基準の草案ではたな卸資産の最も重要な評価基準として「低価基準」を位置づけ、またアメリカの実践会計の傾向をみても大部分（730社中の約530社）のものが低価基準を採用しているが、この実践については取得原価基準の論理からいかに説明するか、比較性の論理、継続性の原則、健全性の原則などにもとづいていくつかの問題が指摘されよう。

標準原価や直接原価概念については、制度会計上の位置づけをどうするか、標準原価概念はサービスポテンシャルの本質論から解明されうるであろうし、むしろ真実原価とも考えられるが、直接原価概念は評価論上消極的に解して差支えないか否か問題とされよう。さらに近年問題とされる人的資源会計にもとづく資源の評価、社会的責任会計にもとづく公害防止施設の特別償却資産の評価方式などについて、サービスポテンシャルの論理からすれば資産性は認められようが、それらの評価体系をどのように構築し、どのように開示するか、課題はいくつかある。これらの諸課題の検討は他日を期したいとおもう。